

マージン率等に係る情報提供

令和4年3月31日
岩国通運株式会社

対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務付けられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

記

派遣実績なし

1 派遣労働者数	0人
2 派遣先事業所数(実数)	0事業所
3 労働者派遣に関する料金の平均額 (1日当たりの料金額(8時間労働として計算))	0円
4 派遣労働者の賃金の額の平均額	0円
5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を 控除した額を当該労働者に関する料金の平均額で除した割合(マージン率)	0%
※上記マージン率の中には、法定福利費(健康保険、厚生年金、雇用保険、 労災保険)の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。	

7 教育訓練に関する事項

新規採用者教育、作業場規則教育、フォークリフト技能教育
作業主任者教育、職長教育。

- ・キャリアコンサルティングに関する相談窓口 業務部 Tel0827-21-2291
- ・派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定は、締結していません。